

議案第 110 号

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多可町条例第23号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準）

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準をもって、その基準とする。

（補則）

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の第2条の規定のうち、児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により改正された法第33条の10の規定は、令和7年10月1日以後に生じた事実又は行われた行為について適用する。